

1950年代前半のドイツ社会民主党の危機

安野 正 明

はじめに

1950年代の二度の連邦議会選挙の敗北によって万年野党を運命づけられたかに見えたドイツ社会民主党（以下 SPD と略）が、政権担当政党に脱皮して行く過程において、いつ、如何なる「転換」があったかについては、わが国でもすでにいくつか研究がある¹⁾。

何をもって「転換」と見なされているかといえば、1957年連邦議会選挙敗北後に実行される一連の党改革と基本政策の変更である。具体的にいえば、党機構を掌握していた少数の党官僚エリートが無力化され、連邦議会議員団の影響力が強化された党組織改革（1958年の党大会で確定）、1959年の新基本綱領（ゴードスベルク綱領）制定、1960年に明確化する「与野党共通の防衛政策の提唱」である。わが国では、この防衛政策の「転換」に関する研究が特に関心を呼んできた。

筆者の将来的問題関心もまた、組織と政策と綱領の変化の内的連関に留意しつつ、58年の党組織改革や59年のゴードスベルク綱領制定のプロセスを新たに分析することにあるが、本稿では「転換」が行われる前のSPDの危機、1950年代前半のSPDの問題状況がいかなるものであったかの整理を行いたい。

けだし、その把握無くして、1957年以後の「転換」過程についても、その意義についても、内在的理解は困難であろう。また、わが国の従来のSPD史研究では、1957年後の「転換」以前、特に1950年代前半については研究が手薄である。

ドイツにおける戦後SPD史研究では、1982年に刊行されたクロツバッ

ハの研究が、1945年から1965年（大連立政権参加直前）までの党指導部を中心としたSPD通史として、現在もなお、最も詳細なものとして一般に評価されている。この研究は、50年代前半のSPDが危機的状況に陥った理由として、党改革が連邦レベルの指導者（戦後初代党首シューマッハーと側近は「新出発」を強調した）よりも地方組織レベルで阻害されていたことを指摘していた²⁾。

ドイツではクロツバッハの研究を前提として、地方史研究の隆盛とあいまって、彼のやり残したSPDの地方組織の研究の進展が著しい³⁾。それらのなかには、1957年以降実現していく諸改革を50年代前半から提起し、可能な範囲で実践していたのは、若干とはいえ地方組織レベルであったとし、クロツバッハとは反対に、SPDの国民政党化は地方レベルでまず進み、後に連邦レベルに波及したと主張する研究も現れている⁴⁾。

つまり、ドイツではSPD中央の著名な政治家や組織・綱領に関する重要事項についてはクロツバッハの研究をもって到達点として、更なる独自の学問的貢献を地方への細分・分散化で果たそうとする傾向がある。ただ、地方組織研究や地域研究は特定地域空間の政治状況を詳細に掘り下げるが、その特定地域を全体の中にどう位置付けるかの困難な課題を克服しきれない場合が多い。

戦後SPD史研究では、ドイツでの研究水準とわが国のそれとの間には大きな落差が存在している。わが国の研究はクロツバッハが到達した水準を共有財産にしているとはまだ言えない段階であり、特定地域へ集中する以前に明らかにする課題はなお多い。また、日本にいての研究では、特定の地方組織ないし地域に集中する場合、「中央」を研究するよりも入手できる史料の制約が厳しいであろう。

このような状況下において、言うは易く、行方は困難ではあるが、今後SPD史を研究しようとするならば、連邦レベルと地方レベルの双方を視野に収めて、両者の緊張関係を内在的に考察することによって、その全体像を把握する努力をしなければいけない。そのことによって、クロツバッ

ハの仕事が踏まえつつ、「中央」を扱う仕事でも、新しい見地を提示する道が開かれるかもしれない。

遺憾ながら、この問題に回答を与えることは後日の課題とせざるを得ないが、本稿ではその準備作業として、1950年代前半のSPDがいかなる危機にあったかを考察する。

1952年8月のシューマッハーの死後、党首となったオレンハウアーを中心とする党指導部を改革に消極的な勢力として位置付ける見方は、以前から多くの論者が取っている。指導者グループの路線闘争であまりに多くのことを説明しようとしすぎているが、50年代のSPDの変化を組織と綱領の両面から分析した先駆的研究であるケーザーの学位論文は、「エリート」と「対抗エリート」をキー概念として、後者が前者を打倒していく過程として50年代のSPDを分析している⁹⁾。「エリート」とはオレンハウアー集団であり、「対抗エリート」とはフリッツ・エルラーを中心とする党改革に熱心なグループである。

ケーザーの言う「対抗エリート」は、少なからぬ研究では「改革派」と命名されている。「改革派」は連邦議会議員が多く、なかでもエルラー、カルロ・シュミット、ヘルヴェルト・ヴェーナーが中心人物として挙げられ、彼ら議員を中心とする「改革派」が長い時間をかけた努力の末、オレンハウアー集団を打倒して「転換」が実現したというのが一般的図式である。このような図式は果たして適切か、実証をなお要する問題である。また、ドイツの研究でも1950年代前半の党内の諸潮流をどう分類整理し、いかなる改革の潮流がどこから生まれているかについては、前述のように対立する見解があるので、吟味を要する。

本稿では以上のことを念頭に置きつつ、具体的には以下の三点を議論の対象とする。

第一に、戦後再建された党組織の問題点を考察する。SPDの危機を組織問題に解消することができないのは言を待たないが、戦後再建された党組織にいかなる問題点があったかの理解は、57年以後に実現して行く党

組織改革を理解する前提知識であり、重要である。第1章では、それを中央と地方の両方を視野に収めて整理する。

第二に、故郷追放民と SPD の関係を扱う。シューマッハーが死活の重要性があると訴えた、中間層を始めとする新しい支持基盤獲得の挫折が、50年代の SPD の停滞につながっていったという指摘は定説となっており、本稿でもこの定説に異を唱えるつもりはない。本稿では「なぜ新しい支持階層を獲得できなかったのか」という問題を具体的に考察する一つの材料として、戦後の「新しい貧者」であった故郷追放民を支持層として獲得することに SPD が失敗していくプロセスを、1952年夏に成立した負担調整法の制定過程に SPD がどうかかわったかを中心に考察する。(第2章)

第三に、1953年連邦議会選挙後、澎湃として起こった党改革論議とその帰結を分析する。(第3章、第4章)

1 組織の停滞

(1) 組織の基本的構成

まず最初に、再建された SPD の組織構成について基本的な事項を整理しておきたい。

1946年5月の組織規約は1929年のそれと基本的には一致していた。それによれば、地方本部(Bezirk)は相当の自立性を有していた。この組織単位が SPD 組織の基本であり、党大会で党幹部会(Parteivorstand)を選ぶ代議員を選出する母体であった。また、その規約によれば、党幹部会ではなく、各地方本部がその地方の党員が納める党費を決定できたし、党書記の人事権も党幹部会にはなかった⁶⁾。

1950年の党大会で採択された新組織規約は、地方本部の権限をいくらか制限した。たとえば、入党費の額の決定は従来通り地方本部に残されたが、党費の額は党員の収入に応じてこの組織規約で一律に定められた。

また、行政単位の州ごとに党の組織が編成されず、州の領域が複数の地方本部から成っていたために、州の政治問題に対処する際に地方本部に自

立的決定権を与えていると、意思統一が困難で混乱する場合があった。このような事態に対処するため、州政治に関しては、その州に属する地方本部は党幹部会が決定した指針に従って協力しなければいけないと、新組織規約は介入権を党幹部会に認めた⁷⁾。

しかし、SPD組織の基本単位は地方本部であるという原則は維持され、1950年の組織規約をもって党幹部会を頂点とする中央集権的党組織が完成したということではできない。

SPD組織の最基底部の単位は支部(Ortsverein)である。この支部という単位の規模は千差万別で、田舎の村単位の一支部には一桁の党員しかいない場合もあれば、大都市を単位とする支部は数千人を数える場合もあった。地方本部は支部が統合された組織と位置付けられたが、実際に政治的・組織的活動をするために、地方本部と支部の間に地区組織(Unterbezirk)という単位が、地方本部指導部によって設けられていた。

すなわち、1950年の組織規約は、党幹部会の中央集権体制を確立したとは言いがたいが、占領期に各地方ごとに非中央集権的に再建が進んだために不統一となっていた地方組織編成を統一し、支部(Ortsverein)→地区組織(Unterbezirk)→地方本部(Bezirk)→党幹部会(Parteivorstand)と系統づけられた組織原理を再建したのである⁸⁾。

(2) 党幹部会の構成と問題点

党幹部会の地位と権限については、1950年の組織規約をはさんで基本的な変更はなかった。党幹部会は二つのグループに分かれていた。ハノーファー(後にボン)の党本部に常勤する少数(5~7名)の専従の党官僚エリートである有給幹部会員(besoldeter Vorstand)とそれ以外の非専従の無給幹部会員(unbesoldeter Vorstand)である⁹⁾。

無給幹部会員の多くは地方に居住し、月に一回程度の党幹部会会議に出席し、討議・決定に関与したが、党指導部の日常業務だけでなく重要な決定も、少数の有給幹部会員のサークルで行われることが慣例化していた。

彼らは排他的なエリート集団となり、党内民主主義の観点から不満を持つ人々は少なくなかった。

また、連邦議会議員団長を兼ねる党首シューマッハー、連邦議会議員団副団長を兼ねる副党首オレンハウアーを例外として、有給幹部会員は議席を持たず党務に専念し、それを通じて「議会に対する党の優位」を主張し、実践した。これによって、選挙の洗礼を通じて民意に直接ふれ、世論に敏感になろうとする姿勢を最初から有給幹部会員は失っていた。

有給幹部会員は党再建期に、ある意味で、偶然ハノーファーのシューマッハーとロンドンのオレンハウアーの側近であったというだけの理由で権力を握った人々であった。有能さ故に選ばれた人々でないという不満は強かった。また党大会で選ばれるに際して、無給幹部会員選挙は競争選挙で落選者も出るが、有給幹部会員選挙はそれとは切り離して行われ、候補の提案権は党幹部会自身にあり、対立候補の無い候補者に代議員は賛否を問われるだけであった。

少数の有給幹部会員の権力を制限する組織は党のどこにもなかった。有給幹部会員のグループは、党本部の全機構を掌握し、担当する分野は一応割り振られていたが、厳密な区分は無きに等しかった。彼らは、決定し、かつ自ら執行する党機関となった。党運営においては、ブルジョワ的な議会制民主主義の原理よりも、独自の伝統的な組織原理を優先すべきだと彼らは考えていた¹⁰⁾。

このような組織原理は、有給幹部会員の許容しない党改革を阻害し、党内民主主義を不徹底にし、かつ議会制民主主義の原理の定着にも障害となっていた。このような排他的で強い権力を持った有給党幹部会の存在は、カリスマ的な指導者であったシューマッハーの存命中は正面から異議申し立てを受けなかったが、後述のように1953年連邦議会選挙大敗後の党改革論議で一つの焦点となっていく。

(3) 地方組織の停滞状況— 1952年のアンケートから—

1948年以来、SPDの党員数は減少を続けていた¹¹⁾。党幹部会で組織問題を担当していたエーゴン・フランケは、1952年1月4日地方組織に通告を送り、党員減少の原因を1月15日までに報告するように依頼した。いくつの地方組織に調査を依頼したかは不明であるが、彼のもとには42の組織から回答が寄せられた¹²⁾。支部単位で答えるものもあれば、地区組織単位で答えるものもあった。(以下、カッコ内は回答を寄せた地区組織・支部名)

ここで最も多く挙げられた理由は「経済的窮乏の故に党費支払いが困難になった」というものであった。党費の取り立てを執拗に行った結果脱党に至った例、党費を50ペニヒから30ペニヒに減らして引き留めた例などが紹介されていた。(コーブルク)

しかし、「経済的窮乏の故に党費支払いが困難になった」というのは、1948年の通貨改革直後から挙げられていた理由であるが、経済復興が進んでいた1952年の段階では文字通りに受け入れることはできない。エッセン支部は、最も多いのは「もう払わない」とだけ言って理由を明言しないで脱党する例であると述べているが、「経済的理由」というのは、言にくい真の理由をカモフラージュするために使われた言い逃れに過ぎなかったと思われる。

また「就職や住宅問題で利益になると思って入党したが、当てが外れて失望したエゴイストが去った」「利益を求める渡り鳥党員が抜けた」という類の説明がそれに次いで多いが、「党の方針に反対し、政治的不満があった脱党したのではない」と党幹部会に気を使った回答も目立った。

つまり、SPDの内部よりも外部に党員減少の責任を負わせる分析が主流で、「脱党者は理由を述べないのが普通、追跡調査は無意味、理由としてあげられるのはたいてい真実でない言い逃れである」と直言したリュエック支部は例外的少数派であった。

とは言え、SPDの危機的状況を示唆する報告も散見される。特に、カ

トリックとの関係は深刻であった。ザウアーラントのようなカトリック地区で党员として生活することは、経済的にもボイコットを受けることもあるくらいに勇気を要する困難なことである、田舎ではカトリック司祭は今も全能的存在であると訴える組織もあった。(ブリロン)

脱党者の理由で、SPDの具体的政策として言及されたのは、再軍備に関する対応であった。SPDの宣伝、政策提示が一般にわかりにくいと批判されることは稀ではなかったが、党の再軍備反対政策は再軍備徹底反対でないから平和主義者が離れたという指摘もあった。(コーブルク)

故郷追放民・権利剥奪者同盟(BHE)の設立の影響を被って故郷追放民の脱党が顕著であった。(ラーヴェンスブルク、メレ、コーブルクなど) また、「多くの知識人や管理職などの中間層が、労働者党员の乱暴な態度により疎外され差別されていると感じて脱党している」(エッセン)と報告され、中間層の脱党者が多いことは他の地区でも強調されていた。(ビーレフェルト、ハレ、ニュルンベルクなど) しかし、中間層の脱党者が多いことは、「この社会層の一般的な政治志向から説明できる」と冷たい対応をとっていた。(ハノーファー)

すでに再建期に、多くの支部で支部指導部から新人を排除する規約が制定されていた。党全体の組織規約と矛盾しない限り、地方本部だけでなく支部も、自前の規約を制定できた。これは、旧ナチ党员がSPDを隠れ蓑にして浸透する危険を予防するためと言いながら、実は古参党员の利益確保を優先した措置であった。

党首の発言と地方の実態の乖離は深刻であった。地方組織で大きな権限を与えられていたのは地方本部であったが、一般党员、特に新人にとって重要であったのは、党员登録を受ける支部であった。そこで、新入党员はSPDの雰囲気を知るのであるが、「多くの知識人や管理職などの中間層が、労働者党员の乱暴な態度により疎外され差別されると感じて脱党している」状況は例外的ではなかったと思われる。

1952年の時点で、シューマッハーが最重要目標であると呼びかけてい

た「中間層の獲得」は挫折していた。再建期に彼の呼びかけに呼応して入党した中間層党员は、定着せず、脱党の傾向が顕著であった。若干の例外はあっても、インテリやブルジョワ的市民層の大勢は、SPD から距離を置くようになっていた。かくして SPD は、知的活性化の喪失された伝統主義的政党に傾斜を強めていた。

新しい支持層の獲得に失敗してただけでなく、伝統的支持基盤も変容していた。戦前と比べて活動家不足が深刻で、組織が弱体化していることは色々なところで触れられていた。たとえば、ハノーファーやフライブルクの組織は、戦後になってかつての SPD の支援組織が党に距離を持ち始めたことを重視した。すなわち、労働組合・協同組合・スポーツ団が政治的中立を表明することになったため、1933 年前は当たり前のように党に与えられていた宣伝と運動のルートがなくなり、それらの組織をパイプとして党员がリクルートされなくなった。しかし、その代わりとなる組織と方法を SPD は見つけだしていない。それが SPD に打撃を与え、停滞の主要因となっていると指摘した。

SPD が、もはやかつてのような大衆政党ではなくなっていることも認識されつつあった。党员の4分の3は集会に出てこないし、党の日常活動に関わりを持たとうとしない。党の集会で慣例化していた長い演説をやめ、集会を質疑応答と自由討論の場に切り替えるべきだ、婦人部で洋服の流行をテーマとした催しをするなどの努力、観光、映画などへの取り組みも行うべきだとリュベックの組織は提案した。

「4分の3」という数字は平均的ではなかったかもしれない。しかし1933年と比較して、多くの党员が集会への参加をつまらないとして欲せず、運動との関わりを持たなくなっていることは、共通認識であった。しかし、この現状にどう対応するかで SPD 内の見解は大きく別れていた。

有給幹部会員の組織担当であったフランケは、組織変革の必要性を十分に理解していたように思われる。しかし、地方組織の大勢は、新しい試みに否定的であった。非合法時代に起源を持ち、ヴァイマル時代にも存続し

た「信託代議員システム」(Vertrauensmannsystem)は、フランケの意向にかかわらず、地方組織の活動家・党書記によって強く擁護された。基本的に信託代議員は、無給で古参党员の名誉職的な地位であり、地方組織の指導部と一般党员をつなぐ重要な役割を果たしていた。

特に、地方組織の専従書記レベルの活動家が、最も重要な活動家としていたのは党費の徴収に当たる会計係(Hauskassierer)であった。彼らは、多くの場合党员を党に結びつけるのが唯一会計係であったことに組織の弱点を見るのではなく、この会計係に従来よりも大きな権限が与えられるべきと主張した。つまり、ヴァイマル時代の組織や方法を改めるというよりは、それに固執し、その徹底化を彼らは求めたのである¹³⁾。

このような人々は、ほぼ例外無く1933年以前のSPDに活動家としての原体験を有している古参党员で、マルクス主義について専門的知識は持っていないが、シンボルとしてのマルクス主義には郷愁を持ち、自分はマルクス主義者であるという漠然とした感情を捨てきれない党员であった。このような伝統主義者が、支部のような基底部組織では圧倒的多数を占めていたと考えて大過はないであろう。

明確な理由は示されなかったが、有給幹部会員の中で伝統主義者に批判的な対応を取りつつあった組織問題担当のフランケは、1952年9月のドルトムントでの党大会で有給幹部会員を降ろされ、代わって伝統主義者のマックス・クーキルが後任となっている。

2 故郷追放民とSPD

(1) 危機要因としての故郷追放民

故郷追放民(Heimatvertriebene)¹⁴⁾とは、ヒトラーの侵略と共に東方に赴いた人々ではなく、1937年の国境内部のドイツ東方地域および東欧諸国に住んでいて追放された人々で、ドイツの侵略戦争の結果として父祖由来の土地・財産を喪失し、着の身着のまま難民となった人々である。

故郷追放民は、1950年9月の人口調査では総計797万8000人にのぼっ

ていた。ルール工業地帯で労働力の不足が深刻なときでも、職も生活基盤もない故郷追放民のほとんどは、当初都市ではなく田舎に行くように指示された。確かに田舎よりも大都市は爆撃による被害で宿泊施設が不足し、食料事情も悪いと考えられ、そのような指示がくだされたのであろう。しかし、都市よりも田舎のほうが土地や空間に余裕があっても、よそ者を受け入れる寛容さに欠けていた。故郷追放民にはあらゆる階層と職業、様々な教養を持った人々がおり、彼らの多くはそれぞれの小さな町や村にある共同体としての独自の伝統や地の人の行動様式に「同化」できなかった。故郷追放民と地の人々とをつなぐものは乏しく、対立ははなはだしかった。その結果、「いくつかの村では階級闘争そのままの衝突が繰り返された。こんな表現がふさわしいのも、難民のプロレタリア化が現に起こっていたからである」という状況が生まれたのである¹⁵⁾。

つまり、故郷追放民は下の階級に落ちて零落した人々であり、ヴァイマル時代の「没落した中間層」に相当する社会層であった。戦後社会に統合されず放置されれば、故郷追放民は第二のヒトラーを生む温床になり得た「危機の社会層」であった。彼らをいかにして支持者として獲得するかは、SPDに限らず、すべての民主主義政党の課題であった。それは、一政党の勢力拡大の問題を超えて、戦後デモクラシーの安定のために重要な課題だったのである。

特にSPDにとっては、プロレタリア化した「新しい貧者」たる故郷追放民は、新たな支持基盤となるべき社会層だったのではないだろうか。しかし、結論先取的に言えば、ヴェンツェル・ヤクシュ¹⁶⁾を中心とする、戦前からSPDを支持していたズデーテン・ドイツ人のグループを例外として、SPDは故郷追放民を支持層として獲得、組織することに失敗した。なぜ、どのような経過を経てそうなったのか？この問題を負担調整法の制定過程を中心に考察したい。

(2) 負担調整の原則をめぐる対立—「復古派」と「社会派」—

広い意味での負担調整とは、貸付金・住宅補助金・家財補償・年金など様々な形態で、戦争とその帰結の中で被害を受けた人々の生活再建を援助するために、主として戦時利得者・富裕者・損害を受けなかった人々の負担において行なわれた一連の法的・行政的措置を言う。つまり、救済の対象としては故郷追放民に限定されず、爆撃で家を失った人や亡命者、1948年6月の通貨改革で預金を紙屑にされてしまった人も含めていた。

また一連の措置は、1948年9月の抵当担保法、1949年8月の難民移住法・緊急援助法を嚆矢として、多方面・多領域にわたった。その中でも、ここで主として扱う1952年夏に成立した負担調整法は包括的かつ代表的なもので、その制定過程において負担調整の原則をめぐる対立する議論が展開され、故郷追放民の統合や政党との関係についての基本的な方向が定まっていたという点で特に重要である。

故郷追放民の流入は戦争末期から続いていたが、それが直接的に負担調整の気運を高めたとは言えなかった。むしろ、元々エルベ河より西に住んでいた人々にとって、故郷追放民は集団利害と紛争を持ち込む乱入者であり、両者の間の摩擦は深刻であった。

また、後々まで付きまとう問題であるが、故郷追放民の被った被害の計算・被害額の確定は困難であり、その複雑性が彼らを対象とした負担調整に取り組むことを躊躇させていた。つまり、故郷追放民の流入は当初は負担調整の動きを促すというよりも、この問題を複雑にするとして敬遠されていたのである。

負担調整を現実の政治課題として突き動かした事件は、1948年6月の通貨改革であった。通貨改革自体は通貨の信用を回復させるために不可避であったとはいえ、そのやり方は生産者に手厚く、預金者・生活者には苛酷であった。この措置によって損害を受けた人に対する救済の呼び掛けが先導する形で、広い意味での負担調整をめぐる議論が活発化していった¹⁷⁾。

その過程で、負担調整をめぐる理念的原則、負担調整を戦後社会のいか

なる在り方と結びつけて実現を図るかという基本的目的をめぐる対立点が浮かび上がってきた。一方には、追放により失った財産や被った被害の額に応じて負担調整による配分を受け、かつて持っていたものの回復を主張する「復古派」があり、他方には負担調整を新しい社会秩序を実現する契機にしようとする「社会派」がいた¹⁸⁾。

「復古派」のなかでも、故郷追放民の利益代弁者として最も強い影響力をふるうことになるリーダーは、1893年に東プロイセンで生まれた法律家のリヌス・カーターであった。彼は追放後ハンブルクに住み、当地のキリスト教民主同盟(CDU)の創設者の一人となった。1949年の選挙で連邦議会議員となり、議会とCDUの故郷追放民、負担調整関係の諸委員会の要職を務め、ドイツ故郷追放民中央連盟(ZvD)の初代議長にも選ばれた。

「社会派」はSPDに所属することになった牧師のハインリヒ・アルベルツ(1915年プレスラウ生れ)によって代表された。アルベルツの理想は、所有していた財産や地位を失うことにより、「新しい貧者」たる故郷追放民にとって唯一の希望が社会主義となり、「新しい貧者」と「古くからの貧者」に連帯が生れることであった¹⁹⁾。

しかし、故郷追放民の関心は圧倒的にアルベルツの求めた新出発よりは、「没落した中間層」と同じく、社会主義に対する反感を伴った彼らの過去の再建にあった。負担調整法の制定は戦後ドイツ社会の基本的性格、「復古か、新出発か」をめぐる争いを反映していた。「復古派」と「社会派」を両極として、負担調整法をめぐる激しいせめぎ合いが続いていた。

すでに占領末期、フランクフルトに置かれていた統合経済地区財政局は負担調整法案の検討をはじめており、その仕事は主要なスタッフとともに、西ドイツ成立後フリッツ・シェーファーの率いる大蔵省に引き継がれた。すでにこの時点で、追放による損害額の確定・損害額に比例した配分・現物給付(たとえば土地)を認めるべきか否かなど、後々まで争点として残る難問は浮かび上がっていた。これら故郷追放民の要求にシェーファー蔵相は最初から否定的で、その線に沿って1950年8月13日に大蔵省案がま

とまった。

故郷追放民の団体や与党内の故郷追放民の議員は激しく反発したが、12月6日に閣議で合意を得た政府案は例外的な一点を除いて、大蔵省案の骨子を追認した。修正されたのは、負担調整の財源となる財産税の徴収に関する原則は故郷追放民の要求をいれようというもので、査定された所有財産の50%を4~6%ずつ年賦で支払うというものであった。

しかし、この政府案には「復古派」も「社会派」も不満で、連立与党の連邦議会議員団の合意を取り付けることもおぼつかなかった。連邦議会で負担調整法案の審議が始まったのは1951年1月31日であったが、審議は難航した²⁰⁾。

SPDの連邦議会議員団のなかで負担調整法の専門家とまでは言えずとも、この問題の委員会審議で中心的な働きをしたのはヘルベルト・クリーデマンとヴァルター・ゾイフェルトであった。議会の審議の冒頭でクリーデマンは政府案に賛成はしなかったが、総体的否定は避け、対案の提示も留保していた。負担調整法は複雑多岐で無数と言っていいほどの利害が錯綜し、包括的に対案をまとめることが困難だったからでもあるが、政府与党とSPDとの間には基本的な原則をめぐって暗黙の合意があったのである。それは、負担調整法の前に別に損害額を査定する法律(Feststellungsgesetz)を制定して故郷追放民の被害額を公的かつ行政的に査定し、それを突破口にして失われた財産の補償を行わせよう(復古的負担調整)という故郷追放民の要求に対する拒絶であった²¹⁾。

キリスト教民主同盟・社会同盟(CDU/CSU)とSPDは、社会政策の分野では保守陣営の左派が有力であったこともあって、共同歩調を取ることがまれではなかった。事実、西ドイツ成立前の米英経済統合地区の経済評議会(連邦議会の前身)では、負担調整に関わる立法については「大連合」が成立していた。故郷追放民の利益代表者は「大連合」から排除されたと感じて反発し、復古的負担調整の主張を強めていた²²⁾。

(3) BHEとSPDの提携の試み

カーターは「復古派」の代表者とはいっても、CDUに属していた。しかし、どの既成政党にも飽きたらない故郷追放民は、戦後権利が剝奪されたと感じている右翼や旧ナチ党関係者にも呼びかけ、民主主義政党が解決不能な問題を取り上げるためには新しい政党が必要だとして故郷追放民・権利剝奪者同盟 (BHE) を結成した²³⁾。

シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、ニーダーザクセンなど故郷追放民の多く流入した州で無視できぬ成果を当初収めたこの政党は、その指導者たちの前歴やイデオロギーにもかかわらず、単純に復古的・反動的な右翼政党とレッテルを貼ることはできない。この政党を動機づけたのは、伝統的な左翼と右翼との対立ではなく、出自の多様性を越えて、より下の階層に零落したという共通の体験であった。ゆえに、故郷追放民の要求に理解を示すならば、右であろうと左であろうと、あらゆる既成政党と連立する用意があると表明していた。

このような動きに対して、既成の民主主義政党のなかでも、どちらかというとなら左翼のSPDの方に「全ての難民は偽装したナチスである」という偏見を持つ人々が、特に地方の下部レベル (地の人中心の支部組織) になるほど多かった²⁴⁾。確かにBHEはかつてナチ党員であった人々にも積極的に呼びかけたが、彼らを全体として「偽装したナチス」と断罪しがちであったSPDの対応は、故郷追放民の信頼を獲得することにはつながらなかった。SPDは故郷追放民によって、彼らの党とはみなされなくなっていった。

SPDの政治家の中で、故郷追放民に最も深い内在的理解を示し、また理解だけでなく手を差し伸べるという行為を以て彼らのために働いたのは、アルベルツであった。彼は1948年6月に成立したニーダーザクセン州の第三次コプフ内閣で新設された難民問題担当相に就任し、負担調整の問題に熱心に取り組んだ。彼は党の基本方針から逸脱し、故郷追放民よりに行動することがあった。たとえば、故郷追放民救済のため財産税の即時支払

いを彼は要求したが、これに支持を与えたのは BHE の党首ヴァルデマール・クラフトのみであり、身内からも反対された。ニーダーザクセン州政府の権限内で取組もうと努力しても、難民問題担当相には財政権限が制限され、蔵相のアルフレート・クーベル (SPD) との悶着は絶えなかった²⁵⁾。

シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では SPD の単独政権が続いていたが、1950年7月の州議会選挙では SPD は前回の1947年4月の選挙と較べると16.7%減の27.5%と敗北し、政権を失った。この選挙の勝利者は州議会選挙初挑戦で23.4%を獲得した BHE で、19.8%の CDU、7.1%の FDP (自由民主党)、9.6%のドイツ党と連立政権を組織し、BHE の党首クラフトは副首相兼蔵相として入閣した。SPD の大幅な後退は、故郷追放民の票を BHE に奪われたためであった。この結果は、故郷追放民が SPD に背を向けたことを示し、SPD にとって「BHE ショック」は深刻であった²⁶⁾。

また、連邦議会での負担調整法案の審議に業を煮やしたドイツ故郷追放民中央連盟を中心とする戦争被害者の諸団体は、1951年2月18日にボンで4万人を集めて、政府提出の負担調整法案に反対するデモンストレーションを行なった。「アデナウアーとシェーファーを倒せ」「シェーファーは故郷追放民の敵だ」といったプラカードの並ぶなかで主演説者として立ったのはカーターで、故郷追放民は「彼らの正当な要求が理解されるという希望が存在する限りにおいて、私有財産制を尊重する」「もし、故郷追放民の私有財産が尊重されないなら、故郷追放民も地の人々の私有財産を尊重しないこともあり得る」と、物騒な演説をあえて行っていた²⁷⁾。

この集会は諸政党に、より真剣に負担調整法に取組む気運を強めた。特に、SPD はカーターの強硬姿勢を見て、この問題が CDU 内に亀裂を深め、アデナウアー政権を揺さ振り、故郷追放民の支持を獲得するため格好の題材になると考えるようになった。前年のシュレスヴィヒ・ホルシュタインにおける「BHE ショック」もあって、少なくとも故郷追放民と対話の姿勢を積極的に示さなければ選挙に勝てないとも考え、SPD 指導部は

方針を大きく転換していく。

この過程で橋渡しをしたのはアルベルツであった。「復古的か社会的かと二者択一を迫るのは誤りである」という立場から、1951年2月以降、彼はドイツ故郷追放民中央連盟の有力者と会談を重ね、この会談にはSPD所属の故郷追放民の連邦議会議員も加わるようになり、負担調整と損害査定の方法についての妥協点を模索した。細部ではまだ意見の相違を残していたが、アルベルツは「社会的負担調整」を優先するという原則を維持したまま、ドイツ故郷追放民中央連盟の損害査定要求にも理解を示すという方針転換にSPD指導部を動かすことに成功した²⁹⁾。

(4) ニーダーザクセンでのSPD-BHE連立政権の成立

1951年5月6日のニーダーザクセン州議会選挙の結果²⁹⁾（得票率と議席数）は、以下の通りであった。

SPD 33.7%—64議席、CDU 23.7%—35議席、FDP 8.3%—12議席、KPD（共産党）1.8%—2議席、BHE 14.9%—21議席、SRP（社会主義帝国党）11%—16議席。この選挙で著しく後退したのは、第一党の地位を守ったとはいえ、1947年4月の州議会選挙では43.3%を獲得していたSPDであった。しかし、1947年選挙では17.9%を獲得したドイツ党を吸収して勢力伸張をはかったCDUも伸び悩んだ。勝利者は、BHEと1952年に禁止される極右のSRPであった。

シュレスヴィヒ・ホルシュタインに続いてBHEは躍進し、キャスティングボートを握った。SPDの議員団は64名を数えたが、過半数を得るには18議席足りなかった。BHEとの連立にニーダーザクセンのSPDは前向きであったが、それ以上に積極的であったのは党首シューマッハーであった。

彼はニーダーザクセンの州政治家の頭越しにBHE党首と交渉し、1951年5月末、シューマッハーとクラフトとの間で協定が結ばれた。この協定で、SPDは故郷追放民の要求していた損害査定法の制定を支持するとい

う方針を明らかにした。アルベルツでさえ、損害査定を負担調整法の枠内でなく、負担調整法に先だって別個の法律として制定することには躊躇していたのであって、シューマッハーの決断は、既にアルベルツによって準備されていたラインを越えて、故郷追放民に対する「迎合」と言われかねない妥協であった。前述のように、復古的負担調整を要求する故郷追放民にとって、負担調整法制定の前に損害査定法を制定することは要求実現の突破口と位置付けられていたのであって、シューマッハー・クラフト協定はそれまでのSPDの負担調整に関する原則の変更といえた³⁰⁾。

連邦議会における負担調整法の委員会審議で中心的な役割を果たしていたクリーデマンとゾイフェルトは、シューマッハー・クラフト協定に抗議の辞任を考えたが、党への忠誠がそれを思いとどまらせた。しかし彼らには、この協定を基礎にBHEやカーター等の主張に門戸を開いていこうという関心は全くなかった。

6月11日にはニーダーザクセンでSPDとBHEの連立交渉がまとまり、社会主義者と元ナチ党員を多く抱える政党との連立政権が成立した。シューマッハーは目の前のニーダーザクセンの連立だけでなく、1953年の連邦議会選挙での政権交代を視野に収めてこの政策転換を行ったものと思われる。当時はBHEもアデナウアーの進めていた西欧統合政策、再軍備政策に反対していたので、戦術的には連邦レベルでのSPD-BHE連立も成り立ちうると思ったのであろう³¹⁾。

(5) 負担調整法の成立

アデナウアー首相は、当初は再軍備問題に比べれば負担調整法に寄せる関心は低かったが、ニーダーザクセンの連邦レベルでの再現を恐れてカーターに歩み寄っていく。CDU/CSU議員団も大勢としてはカーターの要求する復古的負担調整には否定的であったが、アデナウアーは介入し、独立した損害査定法制定を認める方向に議員団をまとめさせた。

1952年3月に制定された損害査定法は、査定される損害の範囲と基準

について合意を得るのが困難であったことから、法律それ自体はカーターが意図していた復古的負担調整実現のための鋭い武器とはならなかった。カーターは不満であった。また、負担調整法については、失った財産の額に応じた補償の割り当てを認めるかをめぐって、政府とカーターに率いられる与党内の故郷追放民の利益代表者との間の対立はなかなか解消しなかった。政府与党は党議拘束を厳格にし、いかなる修正動議にも応じないとしたが、カーター等はそれを無視し、BHE への移籍をちらつかせながら、多数の修正案を出した。そのため政府与党内が混乱し、野党の SPD が政府案を擁護するという奇妙な状況が生まれた³²⁾。

アデナウアーは、負担調整法をめぐって SPD と故郷追放民の同盟が成立する恐れがあると懸念していた。また、彼は当時全力を傾注していた主権回復・再軍備条約に対して、故郷追放民の支持を得たかった。加えて、要求が認められなければ BHE に移るというカーターの恫喝とも言える強硬姿勢は、連邦財政の負担増大を恐れるシェーファー蔵相の反対を押し切り、アデナウアーをして更なる譲歩を決断させた。アデナウアーの介入による追加措置は、主として税制上の優遇措置による上積みという形式を取りながら、実質的にはカーターの要求していた補償原則を認めたものであった。

1952年5月、カーターはこの成果に満足し、全ての修正動議を引き下げた。この決着は SPD にとっては青天の霹靂であった。SPD はカーターを批判し、負担調整法案の評決には反対票を投じた。しかし、負担調整法と損害査定法の執行のために必要とされた基本法（憲法）の改正は阻止しないという、わかりにくい行動をとることになった³³⁾。

結局、SPD は負担調整法のイニシアティブを取ることが出来ず、成果はアデナウアーの決断によるものとされ、故郷追放民の評価を得られなかった。皮肉な言い方をすれば、アルベルツの努力にもかかわらず、SPD は1951年5月のシューマッハー主導の方針転換により、それ以降の「復古」の潮流を助長することになっただけであった。

客観的には、故郷追放民はもはや失うべきものを何も持たぬプロレタリア的存在であり、社会主義政党が接近しやすい社会的弱者であった。しかし、様々な出自にもかかわらず、故郷追放民は共通の零落体験によって結びついた「没落した中間層」であり、ヴァイマル時代のそれと類似した危機要因を戦後社会にもたらしていた。彼らは概ね社会主義に反感を持っており、持っていたものの回復が最大の関心となってしまった。それは、部分的には中間層の歴史的な性格に起因するものであったが、追放に当たって直接手を下したのが「社会主義勢力」であり、流入した地のSPDも彼らに内在的理解を示せなかったことが、災いしていた。アルベルツのような人物は例外であり、BHEとの連立に邁進したシューマッハーも、政権交代のための多数派工作以上の動機があったかは疑問である。

負担調整法だけでなく、住宅建設や社会政策、50年代の「経済の奇跡」が故郷追放民の戦後民主主義への適応を促した。与野党の対立が何よりも外交・防衛政策において強く現れ、社会政策においては対立が不明確であったことはSPDのその分野における貢献を際立たせず、故郷追放民の支持は「経済の奇跡」を演出したアデナウアーの政府与党にもっぱら帰してしまっただけである。

3 党改革論議の高揚

(1) 1953年連邦議会選挙の敗北

1953年の選挙は、ヴァイマル時代とは異なるボン・デモクラシーの下の政党政治の特徴が顕在化した選挙といわれる。1949年の選挙ではCDU/CSUとSPDとの差はわずかであったが、53年選挙でCDU/CSUは飛躍的に上昇し、CDU/CSU・SPD・FDPの三党派以外の小党が淘汰されて、保守優位の三党システムが形成された³⁰。

CDUはこの選挙で「マルクス主義のすべての道はモスクワに通ずる」と書いたポスターをSPD攻撃に使い、効果を収めていた。アデナウアー側近のオット・レンツは、西ドイツ人に浸透していた反共主義とSPDを

結びつける巧みな選挙戦を展開した。このような宣伝は一般大衆の感情に訴えかけ、極めて有効であった³⁵⁾。これに対して、赤旗をシンボルとする SPD は、一般大衆にわかりやすい宣伝方法の開拓において遅れをとっていた。

連邦議会選挙に先立つ地方選挙で SPD が健闘していたのは、自治体政策に集中できたからであった。しかし、連邦議会選挙において、政策レベルで最大の争点となったのは、外交・安全保障・再軍備問題であった。これに対して、負担調整法の成立過程でも現れていたが、一般に内政においては与野党間の対立軸が不明確であった。SPD は社会政策を中心に連邦議会で多くの案件に賛成していたのに、選挙民に「何でも反対政党」という誤ったイメージが広がっていたが、それは与野党の対立が外交において強く現れたからであろう。再統一問題を絡めて再軍備政策を争点にしたのは SPD が自ら選んだことでもあったが、それは社会政策の充実に対する SPD の寄与を忘れさせ、結果としてアデナウアーの有利に働いた。

またアデナウアーは「強さの政策」を掲げ、西ドイツの西欧統合を最優先にして再軍備政策を進めた。さし当たり短期的にはドイツ統一の犠牲はあっても、アデナウアーの政策は一貫性があり、反共コンセンサスの成立していた西ドイツの住民にはわかりやすく、共鳴板を持っていた。

これに対して SPD は、自ら争点とした外交・防衛問題において、極めてわかりにくい政策を提示していた。どこが、わかりにくかったのであろうか。シューマッハーはアデナウアーの西欧統合・再軍備政策に反対したが、絶対的平和主義や中立主義の立場から反対したのではなかった。むしろ、彼はそのような理念的立場を峻拒していた。このことは、注意を要する。シューマッハーは「平等権」と「ドイツ統一」という前提条件が整えば、再軍備に応じると明言していた。しかし、それがどのような手順で実現できるかについては何も確実な政策を提示できなかったのである³⁶⁾。

冷戦下でソ連と非妥協的に対立しているという現実がありながら、政治的には西側志向のドイツ統一を実現して、後に再軍備を行うというシュー

マッハーの戦略は、実現可能性という点で極めてわかりにくいものであった。集団的安全保障を肯定する積極的な再軍備論者はアデナウアーを支持し、絶対的平和主義者・中立主義者からも批判されるという矛盾をSPDの安全保障・防衛政策は持っていた。オレンハウアーは、シューマッハーのこの「遺産」を清算しきれないまま、選挙に臨まざるを得なかったのである。

(2) 党改革論議の開始

1953年9月6日の連邦議会選挙での予想を上回る敗北は、SPDに深刻な打撃を与えた。これを機に、敗因、将来構想、組織・人事・政策をめぐる議論が澎湃として沸き上がった。

まずこの節では、カルロ・シュミット、フリッツ・エルラーら、当時から名を知られていた党員の批判を紹介し、次節で地方の底辺からの問題提起を検討する。

党機関誌の『新フォアヴェルツ』で党指導部批判の口火を切ったのは、9月25日の号に掲載されたアルベルツの論文であった。彼は「言葉の近代化」を重視し、SPDの宣伝の仕方、選挙民に呼びかける言葉が、まだ古典的な労働者階級に呼びかけるような語彙であることに問題があるとした。もはや古典的マルクス主義政党でないという現実が、一般大衆に知られていないというのである。

党指導部批判というよりは、SPDの伝統全体を「余計なお荷物」として、過激な議論を包括的に展開したのは、カルロ・シュミットが10月28日にバイエルン放送の番組で行った談話であった。史的唯物論はすでに過去のものとなっている、時代に合わない余計な重荷(Ballast)は捨て去れ、千年至福説的なユートピアを満たすことは政治の課題ではない、漸進的な改革こそが大切だ、社会主義はその世界観的性格を取り去らなければならない、といった主張をシュミットがしたのはこれが始めてではなかった。冷静に内容を吟味すれば、この演説は、彼が1950年の党大会で行った演

説の骨子を、いささか過激な表現を用いて反復したものに過ぎなかった。しかし、この談話はセンセーショナルなほどの憤激を党内に生み、Ballast 演説として知られるようになった³⁷⁾。

エルラーは、SPD が将来成功を収めるために再検討を必要とする問題領域として、組織改革、党の閉鎖性打破と専門的政策スタッフの養成、党のシンボルを指摘した。エルラーは党組織の民主化が必要と主張したが、ここでいう民主化とは、決定と執行の分離という議会制民主主義の原理を党組織運営にも適用すべきという彼の特論であった。しかし、伝統的な組織原理に従う党よりも、「ブルジョワ的な」機関である議会の方がより民主的に組織されているというエルラーの議論は、党に対する中傷であるとして批判された。

シューマッハーは SPD の再建期に「マルクス主義のなかで階級闘争はまだ時代遅れにはなっていない」と強調していたし、そのような考えはまだ党内では強かった。しかし、エルラーは社会主義と中間層の關係の分析が重要と主張し、古典的な階級区分はもはや 1950 年代初頭の時点で見実によって乗り越えられていると考えていた。彼は中間層の生活実態や生産過程における役割が変化しており、他方相当数の労働者がかつての中間層的生活水準を戦い取り、プロレタリア的階級意識を喪失していると分析していた。エルラーによれば、これは労働者の生活向上のために闘ってきた SPD の仕事の成果なのであって、目標の実現に伴う階級意識の喪失を恥じたり嘆いたりする必要はなかった。このブルジョア化の傾向という現実を SPD は見据えようとしていない、というのがエルラーの不満であった。

このような党の状況を変えるために、戦後社会の変化傾向を徹底的に研究する学問的な訓練を受けた政治スタッフを党内に養成し、その成果を党の理論的な政治雑誌を創刊して広く議論の対象とすべきであるとエルラーは提案した。いわば、支部からの叩き上げである伝統主義者でなく、政策の専門家を重用し、かつそれを通じて党外の議論に閉鎖的な SPD の体質を変えてゆこうとしたのである³⁸⁾。

ちなみに、エルラーは所属する地方本部の中心都市シュトゥットガルトで、月一度「月曜サークル」という催しを行っていた。彼は、かつてのような大衆政党時代の集会の持ち方、伝統的な *Zahlabende* といった集会に重きを置いた組織活動は時代遅れとなっているという認識から出発し、党の外に門戸を広げるために「月曜サークル」を生かそうとした。ここでは、党員でない人を交えて、様々な場で責任ある地位にあって活動している人と、SPDの政治家・活動家との自由な、各々が関心を持っている問題についての討論を中心とした。参加者は出入り自由で、決議などは取らない。「月曜サークル」は党の中だけでなく党外の住民へつながりを求め、「新しいタイプの大衆政党」に脱皮するための草の根の試みとエルラーは考えていた。

このような実践活動をしている人間にとって、赤旗を始めとする党の伝統的シンボルの見直しは避けて通れなかった。10月5日、エルラーは選挙区プフォルツハイムの集会で、今後のSPDの催しでは、赤旗と黒赤金の国旗を並置するように提案した。赤旗を党のシンボルとして掲げると共産主義と同じであると誤解を受ける、赤旗は中間層に対して敷居を高くしており、SPDが民主主義を肯定している証として国旗も掲げるべきと論じた。また「同志」(*Genosse*)という呼称も、党員とそれ以外の人との間に壁を作っているとして、再検討を求めた。

エルラーは、赤旗を廃止しろと要求したのではない。しかし、党のシンボルの再検討要求を、伝統主義者は憤激をもって受けとめた。ハンブルクの地方本部長 (*der Vorsitzende des Bezirks*) カール・フィティングホフは、「もしエルラーのような人物が我々の赤旗を使い古されたものと見なすならば、退却以外に道はなくなる。我々の旗は、神聖な犯すべからざるものである。赤旗を傷つけようと試みるものに災いあれ」「私はSPDの赤旗とともに立ち、倒れる」と反発した。これに対してエルラーは「風に揺れる旗と共に没落していくのは名誉なことかもしれないが、ドイツ国民は落ちぶれていくSPDからは何も得るものはなく、勝利する党を必要と

している」と皮肉混じりに応答した³⁹⁾。

シンボル論争は社会主義の非サブカルチャー化の過程での問題の一つであったが、エルラーはこの論争の先頭に立ったことにより、フィティングホフの背後に控えている無数の伝統主義者を敵に回すことになってしまった。

(3) 党改革論議の展開—地方組織の反応を中心に—

『新フォアヴェルト』では10月2日と10月9日の号で「9月6日の教訓」と題する投書特集を組み、一般党員の多様な意見を掲載した。党指導部は、その他、党の様々な場でなされた批判や問題提起（全部で29）を基礎資料として、12月に党改革論議の論点を整理した内部資料を作った⁴⁰⁾。

これを読むと、原則問題について、「マルクス主義は今日もなお有効であって、SPDは現在も階級政党である」「SPDは社会主義的要求を掲げなければいけない。さもなくば、フランスやイタリアの社会主義政党と同様に、その影響力は無くなって行くであろう」（ベルリン-シャルロテンブルク支部）と述べるものもあれば、「我々 SPD 党員は、マルクス主義はすでにドイツでは死んでしまったということ学ばなければならない」「市民層を獲得したければ、赤旗を禁止し、社会的な民主主義のシンボルとして黒赤金の旗に対する忠誠を全面に出すべきである」（東ヴェストファーレンのハイリゲンキルヒェン支部）と提言するものまで様々であった。

多種多様な原則問題に関する意見を読むと、このころの SPD はもはやかつてのような労働者政党ではなくなっていたが、かといって国民政党にもなっていなかったという姿が浮かび上がってくる。その結果、以前は享受していた階級政党の利益を断念せざるを得ず、国民政党の利益も得ていなかった。

本稿では、地方組織から党指導部に対する批判を最も包括的かつ根本的に提示したものとして、1953年12月、ベルリンの SPD と社会主義学生同盟 (SDS) の若い世代のグループが提出した「SPD の革新のための 15 の

テーゼ」を検討する⁴⁾。少し長くなるが、全項目に目を通してみよう。

彼らはこのテーゼを発表するに至った動機を「党幹部会の政治と組織構造に対する不満、党員のあらゆるイニシアティブを封じ込める全能の党機構に対する不満を表現する」ことであるとし、党中央が選挙の敗北から何も教訓を汲まず、必要な改革に及び腰であるという批判がその根底にあった。

「我が国民は完全なる社会的階層変動を成し遂げた。若い労働者は大部分『ブルジョワ化』し、彼らの生活水準は多くの場合小規模な中間層よりも高い」と分析し、他方で少なからぬ人が最低生活費での生活かそれ以下の生活を余儀なくされているが、「彼らも多くの場合プロレタリアートと呼ばれることを好まない。ゆえに、SPDは階級政党としての性格を放棄し、国民政党とならねばならない」(第1テーゼ)

活動家や議員を社会的出自や党員歴の長さによって選ぶのではなく、個人の能力と性格によって選ぶべきである。(第2テーゼ)

続けて、党機構の介入権の大きさを批判し、国民の信用を得た重要人物(議員を指すと思う一引用者註)は今までより独立した活動が出来るようにすべきである。(第3テーゼ)

自由な議論と下からの自発的なイニシアティブが奨励されるべきである。その際重要であるのは、若い党員の関与である。党員の高齢化はSPDにとって最大の脅威の一つである。35歳以下は党員の13%に過ぎず、42%が55歳以上となっている。(第4テーゼ)

SPDが用いているシンボルは、SPDが階級政党ではないということを外対的に示すためには適切ではない。たとえば「マルクス主義」「計画経済」「同志」という言葉や赤旗は、先の選挙でボルシェヴィズムと同じだという攻撃を保守勢力から受け、選挙民の判断に影響を与えたのではないかと思われる。古い世代の党員がこれらのシンボルに愛着を持ち、捨てがたい思いを抱くのは理解できる。しかし、議会制民主主義の基盤に立って選挙民を獲得しなければいけない党に対する思いから、これらのシンボル

を犠牲に出来ないであろうか。この問題について、全党的に議論し吟味をする必要がある。(第5テーゼ)

地域住民との良好な関係を築くために、農民団体・職能団体・スポーツや難民の団体との接触をボイコットすることなく、むしろ SPD の実力者が党の支持を受けてそのなかに入っていけるようにすべきではないか。(第6テーゼ)

選挙民の相当の部分が教会との強い結びつきを有しているがゆえに、国民政党として SPD は教会に対する態度を明確にしなければならない。社会主義とキリスト教の道徳的つながりを強調し、党員は今までよりも積極的に教会の信徒組織に加わるべきである。(第7テーゼ)

我々の隊列にいるマルクス主義者は精神的な危機にある。正統的マルクス主義は今日何の意味も持たない。我々は元々マルクスにあった人道主義的な関心と、個々のドグマを区別する必要がある。(第8テーゼ)

今までの SPD の外交政策は選挙民の理解を得ていない。我々は外交政策において政府との相違よりも共有点を求めるようにすべきである。すべての民主主義政党による一致した外交政策は大変有益であろう。(第9テーゼ)

必要な場合に経済に対する介入は行いが、選挙民に誤解を招くので、経済政策において計画経済という言葉は避ける必要がある。(第10テーゼ)

州においては、孤立化の危険から免れるため、不必要に政権への参加から遠ざかるべきではない。党員が連邦官庁の責任ある地位に就くのを拒否するのは得策ではない。(第11テーゼ)

SPD の新聞は党員にとって心に訴えるものがない。有能な党員を新聞・雑誌の編集に当て、党組織から独立して国民にわかりやすく SPD の政治について解説できるようにすべきである。必要な場合には党に対する批判を許容せねばならない。(第12テーゼ)

SPD のこれまでの組織構成は、ほとんど他から制御されることのない少数の党官僚のグループの手に巨大な権力が集中しており、彼らの政策は

党員や選挙民多数の意志と対応していなかった。ゆえに、組織改革は必要不可欠であるとして次ぎのような提案をした。

党中央指導部は(1)党幹部会、(2)連邦議会議員団、(3)書記局の三部局からなる。党幹部会はSPDの政策の基本を定めるが、書記長を例外として、党本部の有給の活動家はその構成員となることは出来ない。これによって、SPDの政治が視野の狭い党官僚から解放されるであろう。党幹部会の長として提案されていたのは、ブレーメン市長カイゼン、ヘッセン州首相ツィン、もしくはハンブルク市長ブラウアーであった。いずれも「首長派」と呼ばれる地方政治家であった。

連邦議会議員団は党大会や党幹部会の一般的指針に従って、連邦議会でのSPDの政策を決定し、もしSPDが政権の座に就いた暁には、連邦政府の政策を決定する。SPDの連邦議会議員は「党の路線の奴隷」となってはならないのであって、連邦議会議員団長が野党党首、政権担当の際は連邦首相の職務を務める。SPD政権の他の閣僚を選ぶのも議員団であり、野党の時代にあっては「影の内閣」を組織する。議員団長の候補として提案されていたのは、カルロ・シュミットかルートヴィヒ・メツガーであった。

書記局は様々な専門的政策分野を担当し、党本部の日常的な組織活動に責任を持つ7～9人の党書記から成る。書記長を除き、党書記は党幹部会の構成員になることは出来ない。書記長として提案されたのはオレンハウアーであった。(第13テーゼ)

この党中央指導部の三分割は州においても実現される。(第14テーゼ)

党の最高機関としての党大会は年に一回開催される。代議員は党大会選挙区ごとに秘密選挙で全党員により選ばれる。党幹部会、連邦議会議員団、党書記局の構成員は、地方本部で党大会に参加する代議員として選ばれていないなら、党大会に参加は出来るが議決権は持たない。(第15テーゼ)そして最後に、この提案を審議し実行するための臨時党大会を要求した。

「15のテーゼ」はオレンハウアー指導部に対する不満と不信が強く現

れている提案で、具体的な人事案は拘束的ではないとしたが、実現性の乏しい提案であったと言わざるを得ない。しかし、この提案に脈打っているような不満は孤立例外的ではなく、文章を広く配布して党指導部を批判したのもベルリンの青年社会主義者だけではなかった。

ノルトライン・ヴェストファーレン州のハムの地区組織に属する青年社会主義者も、党の改革を求めて「15のテーゼ」のベルリンの青年社会主義者と共通するところの多い要求、「SPDの革新のために」⁴²⁾を文書にして広範に配布した。

これによれば、1953年選挙の敗北はSPDが新しい住民層への浸透に失敗したことの現れであり、1952年のドルトムント行動綱領は基本綱領に代わるものではなく、不確かで効果はなかった。この提案でも、オレンハウアーを頂点とするポンの有給幹部会員に対する批判には厳しいものがあつた。彼らの牛耳る党機構の専制によって人事が行われる結果、党には適材適所の人材活用能力が欠如している。有給幹部会員に権力の集中した戦後SPDの中央組織は、クルト・シューマッハーという余人をもって代え難い、卓越した例外的指導者を中心に構成されてしまったのであつて、彼の死後、同じ役割を果たすことは個人であつてもグループであつても困難である。ゆえに、党指導部の組織も再編成されなければならないとして、ベルリンの青年社会主義者の第13テーゼと同じく、党中央指導部の三機関（ハムの提案では中央委員会、連邦議会議員団、書記局）への分割を提案した。

ベルリンの第13テーゼほど連邦議会議員団の優越は明示されていないし、具体的な人名の提案はない。しかし、書記局は中央委員会に責任を負い、書記長以外の書記局員は党中央委員会に所属できないという規定は共通し、具体的にはハイネら党官僚エリートの無力化を意図した点では同じである。

本稿では深く立ち入ることを断念するが、これを書いたグループがかつてヒトラー・ユーゲントに属していた青年社会主義者であつたという事実

は興味深い。またベルリンでは、「15のテーゼ」全面否定の反論が寄せられ、ベルリン全体の提案とはなり得なかったのに対して、ハムの青年社会主義者の建議は、彼らの属する地区組織（Unterbezirk Hamm - Unna）の指導者の理解もあって、地区組織全体に広い支持を得るに至っていた⁴³。

エルラーと同じ現状認識と改革構想を持った人々は、党内に少なからず存在していた。1957年以後に実現されていく改革の問題事項は、この時点ですでに提起されていた。地方組織の政治的傾向は多種多様で一概には言えないが、エルラーと協力できる人々は、若い世代を中心に地方組織に確実に存在していた。変化は、地方レベルで生じつつあった。問題は、彼らが「改革派」として自らを一つの勢力に組織することができたかであった。それは、後述する1954年党大会で明らかになるが、次の章では、批判を受けてオレンハウアー指導部がどの様に対処したかを検討する。

4 党改革の「挫折」

SPDの中は混乱しつつあった。1953年選挙後に噴出した批判とそれに伴う動揺を党幹部会の主導下に収束するために、オレンハウアーは党改革委員会を設置し、提起された諸問題についての討議をここに委ねた。オレンハウアーは設置にあたって、党改革委員会を二つに分割した。

ひとつは、マックス・クーキルを座長とし、組織問題を主として討議する委員会（以下クーキル委員会と略）、もう一つはヴィリ・アイヒラーを座長とする組織問題以外を扱う委員会（以下アイヒラー委員会と略）であった。

(1) アイヒラー委員会

アイヒラー委員会は、21名が出席をして、1954年1月9～10日に集中的に討議を行った⁴⁴。

会議の冒頭オレンハウアーは、基本綱領のための議論を始めるのがこの

委員会の目的ではない、ドルトムント行動綱領との関連において議論を行い、行動綱領の変更・追加に議論を限定するようにと述べ、アイヒラー委員会の方向付けを行った。ドルトムント行動綱領では、SPDの哲学的態度については明確な意志表示はなされていなかったから、マルクス主義も含めてこの問題は先送りされるべきとされた。その上で彼は、地方組織や来るべき党大会での党改革論議のたたき台となるべき提案をまとめるように要望した⁴⁵⁾。

アイヒラーはオレンハウアーの方向付けに忠実に従った。アイヒラーは、マルクス主義の問題については学者グループに議論を委ねているので、この委員会では決定を下さないと言った。この問題での立ち入った議論を避けようとしたが、委員からはマルクス主義との関係について発言が相次いだ。

メンバーの中で、マルクス主義に一番明確で割り切った態度を表明したのは、後に大連合内閣で経済相を務めることになるカール・シラーであった。彼は、マルクス主義に関する議論は不毛だから打ち切った方がよい、「自由な社会主義」の理念によって議論すべきであり、ベルンシュタイン、ハイマンを経てツィーゲンハイン決議とドルトムントに至る30年以上の展開によって、SPDがもはやマルクス主義政党でないことは明白であると述べた。

これに対し「我々はマルクス主義政党ではない」と明言することによって引き起こされる危険に留意すべきと、アイヒラーはシラーに反論した。アイヒラーは倫理的社会主義者の系譜に連なる人で、マルクス主義者ではなかったが、「今の政治」を行うだけでは駄目で、SPDは政策とイデオロギーの連続性に注意を払わなければならないというのである。また党機関誌の編集者であったグライスベルクも、多くの同志にとって、マルクス主義を明確に拒否することは機会主義への転向であるというためらいがあり、資本主義の克服をSPDの目標として設定している限りそれは困難であると述べていた⁴⁶⁾。

青年社会主義者の中央書記であったヴェルナー・ブーフシュタラーは、

シラーの議論が集中砲火を浴びた後、党内のマルクス主義者ではなく、自分をマルクス主義者と感じている人々の存在が厄介な問題であると述べ、「我々はマルクス主義者ではない」という言い方でなく、SPDの自己規定のための新しい表現を見つけるべきと主張した⁴⁷⁾。

が、それは合意形成が困難な課題であった。この問題こそシラーの提起していたことで、SPDのポジティブな連続性を示す理念として彼は「自由な社会主義」を強調したのだが、理解よりは反発が先行し、エルラーのような人物でさえシラーに対しては、SPDの歴史との断絶を示すような表現は避けなければならないと、たしなめがちに述べていた⁴⁸⁾。

エルラーは、マルクス主義に対し、放棄するか、信仰告白をするかという二者択一的態度で臨むことが誤っていると主張し、「1914年前、我々は革命的な理論を持ち、党は革命的な実践活動も行うと考えていた。ヴァイマル時代、党は古い観念に理論的基礎を結びつけていたが、改良主義的な実践を行った。現在、我々は革命的理論を捨て去ったが、革命的な慣用語(Phraseologie)は残っている」⁴⁹⁾と述べていた。

1951年の社会主義インターのフランクフルト宣言は重要な成果であった、社会主義への必然的な発展は存在しないことが明確に語られ、1953年の社会主義インターのベントフェルト会議では、「社会主義・倫理・宗教」をテーマとして議論がなされた。社会主義インターのどの宣言を見ても、その加盟政党でマルクス主義を基礎としているところはなかった。しかし、世論においてはSPDがまだマルクス主義政党であるという印象が強く、1945年以降の議論の展開が党の内外に十分に伝わっていないという指摘はアイヒラー委員会でも少なくなかった。SPDも共産党も共にマルクス主義ではないかという主張は、多大のダメージを与えていたのである。

1951年の社会主義インターのフランクフルト宣言でさえ、その内容は理解されず、党内にさえ浸透していないという嘆きが繰り返し語られていた。オレンハウアーは、これを機に基本原則問題についてもっと議論が沸

騰するかと期待したが、あてが外れたというのである。副党首のメリエスは「我々がマルクス主義政党でないということを証明するためにも、フランクフルト宣言をわかりやすいドイツ語に移し変えなければならない」と述べていた⁵⁰⁾。

立ち入るまいとしても、マルクス主義との関係は議論の端々に顔を出し、SPDを紛糾させ、この原則問題は基本綱領に対する党指導部の取り組みを消極的にしてしまうのである。

結局、「どこの国でもまだ戦後新たに基本綱領を制定した党はない。問題はすこぶる複雑であり、精神的・学問的な再吟味の作業はどの党でも終結点に至っていない。このような状況下で基本綱領制定に走ることは誤りであり、出来ることではない」というオレンハウアーの考えが、全体の流れを拘束した。彼は他国の社会民主主義政党が基本綱領問題でどのような決着を付けるかに気を使い、SPDがこの問題でイニシアティブを取ろうという意欲は乏しかった。

オレンハウアーは、上に述べた理由から、当面は行動綱領の改訂・補足の範囲に収めなければならないが、1952年の行動綱領では理論的な導入部を放棄したので、ここでの議論をもとにして行動綱領に序文を付けたりどうであろうかと提案した。そして、この序文は、行動綱領の冒頭にフランクフルト宣言を引用して済ますのではなく、SPD自身の言葉で語るべきであるとして、若干の参考資料を挙げた⁵¹⁾。

アイヒラーは、オレンハウアーの発言を受けて、社会主義が最終的に確立される終局の状態は存在しないこと、社会主義は永続的課題であることを行動綱領序文で明確に言うことが重要であると述べていた⁵²⁾。これは、ベルリン党大会で採択された改訂行動綱領の序文⁵³⁾で実現して行くが、オレンハウアーの指示によってこのような序文が付される方向に動いていったという事は、銘記されて良いと思う。

例のシュミット演説については反発する意見が相次いだ。この演説を批判したのは伝統主義者だけではなかった。党執行部に批判的であったエル

ラーも、戦前の SPD の伝統から絶縁することを求めるようなシュミットの問題提起にはついていけなかった。シュミットは戦後の新参者で、マルクスの洗礼を受けることなく社会主義者になった知識人であったが、エルラーは彼自身若い時に体験した、武器としてのマルクスの魅力を全面否定できなかったことが、シュミット批判の根底にあった⁵⁴⁾。

特にこの席で問題となったのは、社会主義と世界観の関係であった。党内民主主義の欠落を指摘し、有給党幹部会と反目していた、ヴェルテンベルク SPD の指導者であったシェトレは、SPD が単に改良主義的な選挙同盟でないならば、この世界についての社会主義的な観念に特徴づけられた一種の世界観を社会主義者は持つべきであるとシュミット演説を批判した。

シェトレに対する賛成意見が続いたが、異論を唱えたのはエルラーで、世の中にはお互いに排除しあう色々な世界観があり、世界観は社会主義とは直接関係ないことに留意すべきであると主張した⁵⁵⁾。

シンボル論争の矢面に立ち、すでに伝統主義者からは反感を買っていたエルラーは、旧ナチ党员への対応や再軍備についても「タブー」を恐れぬ提言を行い、委員会でも最も積極的に発言した一人であった。

エルラーは旧ナチ党员について以下のように述べた。ナチ党に属していた人でも一人一人個別に考え、集団的に断罪してはならない。確信的で活動的なナチ党员が、人間的には最良の人々であった例は珍しくない。SPD は、かつてナチ党员や軍人であった人々との関係をどうするかという問題を回避してきたのではなかったか。党は彼ら（この熱い鉄）を隊列に加えることに価値を見いだすべきだ、と⁵⁶⁾。

安全保障問題については、エルラーは以下のような議論を展開した。「我々の行動綱領に取り入れられた集団安全保障とは、誰かが我々を護るのでなく、我々が我々自身を共同で護るということである。これは自明のことだが、こうゆうことを言うとき驚愕する同志がいる」と述べ、絶対的平和主義に対する対決姿勢を明確にしていた。集団安全保障体制は我々自身の軍事的努力を必要としているのだということを、行動綱領の改訂に際し

ては強調すべきで、「権力を求めて戦う SPD のような政党は、軍が巨大な権力であるということを知らなければならない」「肝心なのは、どのような精神を新しい軍隊が持つべきかである」「たとえ息子が職業軍人になっても、それが SPD の活動家にとって不名誉になってはならない」⁵⁷⁾。

再軍備をめぐる議論は、国家に対する SPD の対応をめぐる議論に発展し、エルラーは「この国家は我々の国家でもあり、与党と野党はそれを共同で形成する」⁵⁸⁾ という考え方を SPD の国家論とすべきと主張した。しかし、このような国家理解にはまだ抵抗が強かった。ハイネは、工場労働者の党员を中心として、国家に対し昔ながらのルサンティマンを持っている者が多いと主張し、ゴットヘルフは「この国家は自分たちの国家ではないという、SPD に支配的な感情は、典型的にドイツ的な問題である。それは、官僚の一般民衆に対する態度によって一層強くなった」とエルラーに反論した。シェトレも、彼自身は違いますが、「国家の死滅」とか「支配階級の支配形態としての国家」というマルクス主義国家論に捕らわれて、国家に忠誠を誓えない党员が多数いることは無視できないと指摘した⁵⁹⁾。

議論が進むにつれ、エルラーが急進的改革者として突出し、伝統主義者の標的となっていく感があるが、総じてアイヒラー委員会では自由闊達な議論が行われ、エルラーやシラーをはじめ党指導部に批判的な者に十分に意見を言わせる場となっていた。オレンハウアーもそれを意図してメンバーの人選を進めたと思われる。党改革論議のための勧告案の起草委員会のメンバーとして選ばれたのは、エルラー、シラー、アルベルツ、グライスベルクの四名⁶⁰⁾ で、党指導部や伝統主義者に批判的な中堅・若手を中心にしていて、

しかし、色々な党改革論議で共通して挙げられていた党組織改革について、アイヒラー委員会は議論する資格を与えられていなかった。この問題はクーキル委員会に委ねられ、この委員会には党本部の実務家・党官僚も入り、メンバーのほとんどを伝統主義者で固めていた。

(2) クーキル委員会

クーキル委員会は、20名が出席し、1954年1月16日と17日に集中的な討論が行われた⁶¹⁾。シンボル論争について、アイヒラーは「我々は、社会主義者ではない人々ともつながりを同時に持つ運動のなかに生きている。黒赤金の国旗は、このような人々と我々を結びつけるシンボルである」と述べ、エルラー等の問題提起を受けとめようとした⁶²⁾。しかし、「私は党のシンボルを捨て去りたくない。確かに党には多くの若者がいるが、極めて多くの老党员がいることを考えるべきだ」(オーリヒ)「黒赤金の旗は、我々の運動のためのシンボルではない」(カピウス)と否定的な意見も強調された⁶³⁾。

組織改革の提案については、否定的であった。オーリヒは、現在の組織原理は正しく変更の必要は認めない、決定機関と執行機関の分離はSPDにおいてはなじまないと、エルラー等の提案を一蹴した⁶⁴⁾。

メリエスは、専従の党書記を増やすことによって党組織はよく機能するようになるであろうから、ハムの決議が要求するような書記長を置く必要はないと、書記長職の新設に反対した。ハイネは、党幹部会を構成するに際し、無給幹部会員に対して有給幹部会員を少数にしておくというのは1945年に意識的に取られた決定で、それは誤った考えではなかった、それによって今日の組織が形成されるに至ったのであると述べ、組織改革の必要性を全く認めようとしなかった⁶⁵⁾。

批判の矢面に立たされたのは、例のハム決議を採択した地方組織に属していた委員であった。ハム決議を、内容以前に、党組織を通さず直接世論に訴える形で公表したことは党を傷つける利敵行為だという主旨の批判は複数の出席者から浴びせられ、ハムの組織を代表してこの委員会に出席し「地区組織は決議を行う権限を有する」と主張したグライスナーは孤立無援であった。座長のクーキルは、グライスナーがハムの地区組織の書記であるだけでなく、地方本部(西ヴェストファーレン)の幹部会員でもあることを指摘し、決議に署名したことを非難した⁶⁶⁾。シェトレは1953年9

月17日の党幹部会会議でハムの提案を支持する発言をしていたが⁶⁷⁾、彼はクーキル委員会には招かれていなかった。

シンボルと組織に関する討議の結論を、クーキルは次の四点にまとめた。

- 1 党のシンボルの変更は否定される。ただし、集会の際には赤旗と並んで黒赤金の国旗が見えるように掲げられるべきである。
- 2 「同志」という呼称の廃止は否定される。
- 3 組織において決定と執行を分離するという提案は否定される。
- 4 書記長職を設置するという提案も否定される。

クーキル委員会の勧告案の起草に当たったメンバーは、座長に加えてマイトマン、オーリヒ、フィティングホフの三人で、いずれも伝統主義者であった⁶⁸⁾。

後半の議論でクーキル委員会は、党新聞と党の宣伝のあり方について意見を交換した。SPD 党员の中で最も鋭敏な政治感覚と文章能力を持つジャーナリストの一人と見なされていたフリッツ・ゼンガーは、1933年以前とは根本的に変化した戦後のジャーナリズム状況に対応できない党の新聞の改革を訴え、党幹部会に建議を送っていた。党の新聞はつまらないと評判が悪い、成功している一般商業紙の手法をもっと取り入れ、ジャーナリストが党組織の圧力から自由にコメントできる体制を作るべきである、各地方本部の発行する多数の機関誌は整理統合する必要があり、党中央機関誌『新フォアヴェルツ』の廃刊も含めて思い切った改革が必要である、とゼンガーは提案していた⁶⁹⁾。ゼンガーはクーキル委員会のメンバーには選ばれなかったが、彼の批判がここでの議論に影を投げかけていた。

党の広報政策に問題ありとする意見は少なくなかった。党の機関誌の役割が戦前とは違っており、党员であれば購読するのが当たり前ではなくなっている事実を党指導部は認識していなかった。党組織への批判の自由は当然の前提であるのに、それを封じ込めようとし続けている党指導部の責任は大きかった。有能な記者は、自由を求めて非党派新聞へ向かっていたのである⁷⁰⁾。

しかし、党指導部は『新フォアヴェルツ』の編集人を変更するなどの部分的手直しをするに止めた。ゼンガーの批判は、党指導部で新聞・宣伝部門を統括していたハイネの理解を全く得られなかった。SPD系の新聞は党中央、すなわちハイネによって操作されているわけではないのに、基本的な制度上の無理解がハイネに対する過度の攻撃となって党員大衆から吹き出しているのではないかとハイネを弁護する声はあったが、クーキル委員会ではハイネの責任を追及する声は全くなく、座長のクーキルは「党にとって最善をなそうと努力している」とハイネに全幅の信頼を表明していた⁷⁹⁾。

党の宣伝について、マイトマンは、宣伝の専門家集団をことさら党内に設けるのは反対で、それは活動家全体が担うべき仕事であると主張した。これに対してアイヒラーは、決議や演説は読まれないし、聞かれもしないと述べ、「人の理性に訴えようとするのは止めよう。それは、ばかげたことだ。人間は感情からなっており、そのような者として扱われねばならない」と、宣伝のための専門家集団を設けることに賛成した⁷⁹⁾。

しかし、宣伝・新聞雑誌の責任者であったにもかかわらず、「宣伝のことをそんなにくまじめに考える必要はない」「宣伝担当の専門家グループなどを設置する余裕などない」と言い切ってはばからなかったハイネには、大衆に効果ある宣伝をどのように創造していくかという問題意識が欠落していた。彼は、党の新聞の新しい読者を得ることは極めて困難で、昔からの読者の維持だけで精いっぱいである、政策パンフレットもますます読まれなくなっているという現状を前にしても、活字以外の宣伝に走りそれを放棄することは「思考なき宣伝」に身を落とすことであり、従来の宣伝方法を基本的に維持すべきと主張した⁷⁹⁾。

ハイネは、連邦議会選挙での勝利を確信していたので、世論調査の結果が手元に届いていたにもかかわらず、その結果に注意を払わず無視していた。宣伝の戦略を考えるのに、それを活用しようとはしなかった。選挙の敗北を経験しても、SPDに科学的世論調査機関を設けるべきというエル

ラーの提案を、ハイネは費用がかさむことを理由ににべもなく退けたのである⁷⁴⁾。

アイヒラー委員会では、エルラー、シラー等の批判勢力を含んで活発な議論が展開されたが、クーキル委員会は彼らを排して伝統主義者で固められていた。そして、シンボル問題・組織問題・宣伝問題など党改革の争点となっていた問題については、批判勢力を除外したクーキル委員会で決定が下されていたのである。

(3) 党改革論議のための「勸告」

アイヒラー委員会の起草委員（アルベルツ、エルラー、グライスベルク、シラー）は2月2日、クーキル委員会の起草委員（クーキル、マイトマン、オーリヒ、フィティングホフ）は2月17日にそれぞれ草案を提出し、それらを基にして1954年3月4日、党幹部会は「党改革論議のための勸告」を公表した。この「勸告」は選挙の敗北後、下から盛り上がった批判・提言を受けて、オレンハウアー指導部が示した党改革の指針の総括であった⁷⁵⁾。

「勸告」は、まず「SPDの本質」という項目を立て、アイヒラー委員会の草案で論じられていた「世界観政党か選挙同盟か」「国民政党か労働者政党か」という問題について党内の議論の方向付けを行おうとした。

「世界観政党か選挙同盟か」という問題については、二者択一的な方向付けを注意深く避け、「SPDは、社会的公正・搾取と抑圧からの人間の解放・政治的および精神的自由を求めて闘う人間の共同体である。この倫理的・政治的義務は、個々人が承認する形而上学的な信念や宗教的結合と対立するものではない。また、あらゆる人間の秩序の不完全さや暫定性を確信する者は、可能な限り公正の理念に近づいて全ての人に人格の自由な発展を可能とする社会変革のために、社会主義者として闘うことができる」という呼びかけが採用された。

「国民政党か労働者政党か」についても同様に明確な選択は断念され、

「SPDはその原則と目標に従えば、国民のただ一つのグループの代表に限定されない」という表現と「労働者はSPDの党员・選挙で票を投じる者の中核である」という表現が並置されることになった。「階級」という概念の使用は放棄されていたが、労働者を支持基盤とし、社会主義の目標のために他の社会層も獲得することが可能であるという「国民的労働者政党」という立場を打ち出していた。「その他の社会層」については、抽象的に言及されるにとどまっていた。国民政党に発展してもいなければ、かつてのような階級政党の利点も享受できない、中途半端な状況にあった当時のSPDの妥協の産物が「勧告」であった。

「SPDとマルクス主義」については、1945年のシューマッハーによる社会主義者となる動機の多元性の承認、1947年のツィーゲンハイン決議、1951年の社会主義インターナショナルの宣言にうたわれている原則に、1952年のドルトムント行動綱領も立っていると主張した。そして、来る党大会で行動綱領に追加される序文が提案され、そこにおいて基本原則問題に対するSPDの態度が明確にされるであろうと予告した。

草案には「SPDは、1953年9月6日の久しく前から、反対者によって指弾されるようなドグマ的な意味におけるマルクス主義政党ではなかった」という文言が少数派の提案として入っていたが、「勧告」では削除された。留保を付けても「SPDはマルクス主義政党ではない」という明言は、まだはばかられたのである。

基本綱領については、他国の民主的社会主義の発展の研究も含めて、徹底的な理論的準備作業が必要であり、それを学者グループの研究会に委ねている段階であると述べるにとどまった。次の党大会ではこの研究会を公認し、党議論の成果を受けて行動綱領の改訂を行うが、基本綱領には深入りしないことが示唆された。

民主主義理解については、唯一の国家形態として議会制民主主義を承認しながらも、議会内での政党の地位は議会外での政党の影響力に相当依存するとして、議会外活動の意義を否定するものではないと述べていた。

「勧告」のこの部分は、興味深い。というのは、久しく革命政党でなくなっているにもかかわらず、大衆運動政党としての伝統を捨てきれず、議会制原理を徹底できない SPD の過渡期的状況がここに反映していたと考えられるからである。特にこの時期は、再軍備反対運動との関係でこの問題は微妙な影を投げかけていた。

教会との関係については、特に目新しいことはなかった。教会との協力の可能性については言及しながらも、その条件として「あらゆる宗派別化と一線を画すこと」が挙げられており、宗派別学校を否定することによって事実上カトリックとの和解の道を閉ざしていた。

シンボル論争については妥協が計られた。いかに共産主義によって誤用されていようと、弾圧の時代から社会主義者の心の拠り所であった赤旗は伝統的にも政治的にも社会主義とわがちがたく結びついており、民主的社會主義のシンボルとしての価値はいささかも損なわれないとして、赤旗に SPD の文字を入れて党のシンボルとして維持することが勧告された。

一方でエルラー等の主張も入れ、歴史的にドイツ民主主義のシンボルが黒赤金の旗であり、その下で多くの人が自由を求める闘いにおいて犠牲を払ってきたことに鑑み、以後 SPD のあらゆる催し物において、SPD の文字の入った赤旗と黒赤金の国旗を並置することを求めた。SPD が連邦共和国と結びついていることを示すためにもそれは必要であった。エルラーは党のシンボルとしての赤旗を廃止することに目標を置いていたのではなく、非党員が疎外感と嫌悪感を抱かないようなシンボルの使い方を考えるべきと主張していたのである。「同志」(Genosse) という呼びかけは団結の証であるとして維持される事になった。

「党組織」については、「勧告」で取り上げられた項目で最大のスペースが割かれながらも、党組織規約の要約と党幹部会の正統性の自己弁護に終始し、クーキル委員会の伝統主義者の主張である現状維持、組織改革でなくむしろ現在の組織の強化が重要であるという考えが貫徹された。エルラーの要求した「立法権と行政権の分離」という議会制民主主義原則の党

への適用は、SPDになじまないとして拒否された。ベルリンの改革グループの提案した書記長の設置も官僚主義を増長するとして拒否された。

続けて、党幹部会は寄せられる決議や要望をくみ取り議論をしており、批判されるような党機構ではなく、党大会によって民主的に信任を受けた代表者の集団であるという自己弁護が展開された。有給幹部会員と無給幹部会員の実際の活動における権限の相違には触れず、集団で決定する指導機関であるという建て前にこだわり、7人の有給幹部会員の無制限的・排他的権限に対する批判については黙殺していた。

宣伝については、多くの批判が寄せられていたにもかかわらず、それを重く受けとめてはいなかった。選挙に対する取り組み方が根本的に間違っていたのではなく、ポスターやチラシなどの宣伝材料が届かなかったり、配布の仕方が適切でなかったことが反省されたにとどまった。

党機関誌については、1933年以後の時代の変化に適応できないことから危機的な状況に陥っていることを認め、『新フォアヴェルツ』の改革、隔月の政治理論誌の創刊を表明した。

アイヒラー委員会の起草委員会がまとめた草案の中で、「勧告」において全削除された項目が一つある。それは、元ナチ党员に対するSPDの対応に関する指針であった。草案は、ドイツ人に対する集団罪責論も集団無罪論も退け、個々別々に対応することを怠った占領軍による非ナチ化を失敗と断じていた。そして、かつてナチ党员であったという理由だけで、民主主義建設のプロセスから排除しようとする態度を批判していた⁷⁹⁾。委員会での発言から、エルラーが強いイニシアティブを取った部分と推察されるが、彼の意見に対する反感はクーキル委員会ではことのほか強く、党幹部会の判断で全削除となったと思われる。

(4) 1954年ベルリン党大会

1957年の更なる敗北後に実現していく改革の要求は、この時点でほとんど「下からの要求」として活発に広範な層から提起されていた。「勧告」

は伝統主義者と批判勢力との妥協の産物であった。そしてこれらを受けて、53年選挙後の混乱を收拾する場となったのが、54年7月20日から24日までベルリンで開かれた党大会であった。

党大会にあたって地方組織から寄せられ、党機関誌に掲載された提議(Antrag)の中に次のようなものがあつた。「党大会は、特に1953年9月6日後にあつたような、著名な党員によって新聞や放送を通じて発表された党内事情に関する個人的な意見を断固として認めない。党員は誰でもあらゆる問題について党内で議論する権利を有するが、外に対しては多数決により決定された党の見解を代表する義務を負う。そのようにして初めて、全党員が参加しての党における意志および意見形成という概念は意味を持つ。党幹部会は、一層強くこの原則の遵守に注意を払い、参加した同志に言動を慎むように注意し、将来は党の決定に違反したこととして扱うように委任される」(ハノーファー地方本部による提議47)⁷⁷⁾

これは、シュミットやエルラーの言動を念頭に置いての提議である。党大会でヴィリ・ブラントは、党内民主主義の観点からゆゆしきことであるとしてこの提議の撤回を求めたが、提出したハノーファー地方本部は撤回を拒否し、提議の意図はアイヒラーが党大会で行った演説によって事実上認められたとの認識を示した。党大会もそれを追認して、この提議を既決扱いとした⁷⁸⁾。

ハノーファー地方本部は、この提議は1953年9月6日選挙後の状況を見て寄せられた「無数の同志の抗議から成立した」と、提起の理由を説明した。彼らは全力で党に奉仕したのに、批判勢力は彼らの忠誠心と努力を踏みにじり傷つけるようなことを行い、憤激を買ったというのである。「このような意見表明において、ハノーファー地方本部は孤立していない。似た内容の提議は他の地方本部でも採択された」と⁷⁹⁾。

実際その通りであり、この提議の背後には無数の伝統主義者が控えていた。党大会に送る代議員の選出は地方本部の専管事項であり、その際には党の基底部分で支配的な勢力であった伝統主義者の意向が決定的であった。

エルラーは無給幹部会員に立候補したが、プラントとともに落選した⁸⁰⁾。それは、オレンハウアーに排除されたというよりは、53年9月選挙から「勸告」の提出に至る一連の過程で、特にエルラーが伝統主義者の反感を集中的に集める対象となってしまったからであろう。

シュミットの批判は鋭かったが、彼は大学教授よろしく、言論の人であった。彼は例の演説が批判を受けた後は行動を抑制し、アイヒラー委員会にも招待を受けたが欠席をした。それに対して、エルラーはシンボル論争の前面に立ち、「勸告」の起草にも携わり、絶対的平和主義に論争を挑むことによって、批判勢力の象徴的人物とみなされたのである。特に、再軍備に積極的な姿勢を明らかにした防衛政策や、旧ナチ党员に関するエルラーの発言には反感が強かった。

これに対して、有給幹部会員は全員再選され、オレンハウアーは党の主導権を失うことなく、掌握し続けることに成功した。前年秋からの党指導部批判、党改革論議の盛り上がりを思うと奇異なくらいに、1954年の党大会は、党改革については波乱無く終わった。改革論議は「勸告」の提示をもって短期的には封じ込められたかの感があった。

ベルリン党大会で最も議論となったのは、選挙の敗北に対する執行部の責任追及や党改革問題でなく、また基本綱領でもなく、外交・防衛問題であった。オレンハウアーは基調演説で、「SPDはヨーロッパ防衛共同体条約に反対しているが、それは民主主義国家の防衛を原則的に拒否するのではない」と言明した。ヨーロッパ防衛共同体条約反対を、いかなる状況においても再軍備に反対する政策と結びつける勢力に対しては、「そのような反対は、一時的にはある程度戦術的利益を我々に与えてくれるかもしれない」が、民主主義国家を危機に陥れる国際的緊張が生じた場合にどうするかを冷徹に考えることは義務であると述べた⁸¹⁾。つまり、オレンハウアーは、院外の平和運動と連帯した、絶対的平和主義の立場からする再軍備反対運動とは一線を画すことを党に求めたのである。

オレンハウアーにとっても東か西かの問題は再検討の余地のないもので、

シューマッハーよりも中立政策に歩み寄ったという見方は適当ではないだろう。シューマッハーによる前提も含めて、彼の再軍備政策を基本的には踏襲したオレンハウアーであったが、「国防の原則的承認はもう一つの重要な問題を含んでいる」として、一步踏み込んだ問題提起を行った。それは、軍の民主的建設と民主的管理への関与の問題であった。

つまり、再軍備にあたっては、ドイツ軍国主義の復活と軍が国家の中の国家となる危険を防ぎ、兵士が民主主義国家の自由な市民となれるように軍組織の民主的建設と管理に万全を尽くすべきであり、この問題は「ドイツ民主主義の死活問題」であるとオレンハウアーは位置付けた。ゆえに、「SPDはこの問題において要求を明確に提示したいと思うが、いずれにせよ、新しいドイツ軍組織の建設と構成は政府と連立与党だけの課題ではなく、防衛共同体は我が国民の全ての民主主義勢力の信頼によって担われなければならない」と、防衛共同体建設へのSPDの積極的関与を呼びかけたのである⁸²⁾。

この主張は、かねてからエルラーが絶対的平和主義に対抗しつつ展開していた議論であったことに注目したい。オレンハウアーは1954年4月に党幹部会に安全保障委員会を設置しており、エルラーはその中心メンバーとして活躍していた。そこでの検討が、オレンハウアーのこの演説に反映していたと考えられる。

オレンハウアー演説の安全保障政策には異論が多かった。絶対的平和主義は幹部会よりも、一般の代議員の間で強かった。その結果としての党大会決議は、オレンハウアー演説の路線（あえて「オレンハウアー・エルラー路線」と呼びたい）と再軍備絶対拒否派との妥協であった。

おわりに

エルラーにとって1954年党大会は挫折であった。彼は改めて「組織の力」を思い知らされた。53年9月選挙後、批判勢力の言論はきらびやかであったが、彼らは「改革派」として、すなわち「派」と言うほどまとま

りのある集団として組織されてはいなかった。ハムやベルリンの若者とエルラーの組織的連携は成立していなかった。また、批判勢力は党大会に代議員を送る母体である地方本部の多数の支持を得ていなかった。

それが、地方本部で選出される伝統主義者を多数派とする党大会代議員の反発を招き、1954年の党大会での党改革の挫折につながっていった。エルラーはこの挫折から教訓を汲む。以後、今回のように党中央の委員会で議論するよりも、連邦議会議員団を拠点としつつ、地方組織への影響力浸透、地道な組織活動を主たる課題として自覚した活動を彼は展開して行くであろう。

第一章で分析した組織の硬直性、第二章で扱った新支持基盤獲得の困難、第三章以下で取り上げた党改革論議とその帰結、これらを通じて浮かび上がってくるのは、当時のSPDがもはやかつてのような労働者政党・大衆運動政党ではなくなっていたが、国民党にもなっていないという状況である。その結果、かつて当然のことに得ていた階級政党の利益を断念せざるを得ず、国民党の利益も享受できていなかった。1950年代前半のSPDの危機はそこにあった。「新中間層的急進主義」が生まれるほど、中間層は党内に浸透してはいなかった。

シェトレは、例のアイヒラー委員会の討議の中で、SPD内には三つの潮流があると分析していた。時代の要請に合わないSPDの伝統をすべて放棄することを求めるシュミットのような「因習放棄派」(Ballastwerfer)、戦前からの黨員を中心とする「伝統主義者」(Traditionalisten)、そしてその中間にシェトレ自身も含む「懐疑派」(Bedächtigen)が位置しているというのである⁸³⁾。

これは、便宜的な「左派」対「右派」、あるいはオレンハウアー集団を中心とする「機構派」対「改革派」という二項対立的分類を避けた、一つの興味深いグループ分けである。また、マルクス主義者という潮流をシェトレは挙げていない。ドイツ社会主義統一党の成立以来、冷戦下でソ連・東独と対立する最前線に積極的に自らを置いていたSPDの中では、それ

らの諸国とイデオロギー的に共通するマルクス主義を奉ずる人々は、皆無ではなかったが、党内勢力の一大潮流と言えるほど存在していたのでもなかった。SPD 内でマルクス主義者というのは、教条的な理論家であるというよりは、情動的に自分自身を漠然とマルクス主義者と感じている古参党员を中心とし、伝統主義者の有力な一翼を担っていたと考えるべきだろう。その限りにおいて、「右派」と拮抗する二項対立的な意味での「左派」はもはや SPD には存在していなかった。

問題は、党機構の頂点にいたオレンハウアーを改革に消極的な伝統主義者とし、エルラーに代表される批判勢力を封じ込めようと対立していたと図式的に捉えて大過ないかである。つまり、「機構派」対「改革派」の対立が続き、後者が 57 年以後前者を打倒して行く過程として 50 年代の SPD を分析して良いかである。

この問題に答えることは、1954 年党大会以後の展開を扱う続稿の課題とせざるを得ないが、仮説的に付言すれば以下の通りである。前述のように、ベルリン党大会においてエルラーは挫折した。様々な批判勢力は、自らを「改革派」としてまとめて組織してはいなかった。しかしその敗北は、決して批判勢力の要求を全面的に退ける、1953 年 9 月 6 日以前の党への回帰でもなかった。それは、エルラーが熱意を注いでいた防衛・安全保障政策に関する、先に引用したオレンハウアーの党大会演説に一端が現れていた。

このような、選挙後の党改革論議からベルリン党大会に至るプロセスでかいま見られたオレンハウアー党首の行動様式は、50 年代後半の SPD の一連の「転換」において重要な役割を果たしていたと言えるのではないか。すなわち、一般に言われるような、リーダーシップのない人格円満な単なる調整役という役割を越えて、伝統主義者と批判勢力との媒介の役割を果たし、伝統主義者の支持をつなぎ止め党の分裂・混乱を避けつつ、批判勢力の要求を取り入れて SPD の変化を導いてゆくという、彼以外には出来なかったであろう主導的役割である。

シュトレの分類に従えば、オレンハウアーもエルラーも、色々な局面で対立しながら、模索を続ける広い意味での「懐疑派」に位置付けることができるのではないか。この仮説の吟味は、50年代後半のSPDの「転換」を再考する次稿に委ねざるを得ない。

- 1) 大嶽秀夫「1950年代における西ドイツ社会民主党の『転換』」『東北大学法学』52-6(1989), 1-27.、高橋進「ドイツ社会民主党と外交政策の『転換』(1955-1961)」『国家学会雑誌』99-1・2(1986), 1-94.、高村慎吾「ドイツ社会民主党の安全保障政策の転換の論理と構造」『六甲台論集』35-2(1986), 120-143.、兵藤守男「ドイツ社会民主党と路線改革」『東京都立大学法学会雑誌』29-1(1988), 223-264.
- 2) Kurt Klotzbach, *Der Weg zur Staatspartei*, Berlin/Bonn, 1982, 129, 269.
- 3) たとえば、Katrín Kusch, *Die Wiedergründung der SPD in Rheinland-Pfalz nach dem Zweiten Weltkrieg (1945-1951)*, Mainz, 1989. Renate Meyer-Braun, *Die Bremer SPD 1945-1959*, Frankfurt a.M./New York, 1982. Johann Dietrich von Pezold, *Sozialdemokraten in Niedersachsen 1945/1946*, Hildesheim, 1983. Bernd Faulenbach/Günther Högl(Hrsg.), *Eine Partei in der Region: Zur Geschichte der SPD im Westlichen Westfalen*, Essen, 1988. Walter Tormin, *Die Geschichte der SPD in Hamburg 1945-1950*, Hamburg, 1994. Dieter Düding, *Zwischen Tradition und Innovation: Die sozialdemokratische Landtagsfraktion in Nordrhein-Westfalen 1946-1966*, Bonn, 1995.
- 4) Everhard Holtmann, "Die Neuen Lassalleaner. SPD und HJ-Generation nach 1945" in: Martin Broszat, Klaus-Dietmar Henke und Hans Woller(Hrsg.), *Vom Stalingrad zur Währungsreform*, München, 1988, 169-210.
- 5) Helmut Köser, *Die Grundsatzdebatte in der SPD von 1945/46 bis 1958/59*, Phil. Diss, Freiburg i. Br., 1971.
- 6) Peter Lösche/Franz Walter, *SPD*, Darmstadt, 1992, 178ff.
- 7) Ebenda, 181.

8) 1950年の組織規約は *Protokoll der Verhandlungen des Parteitag der SPD vom 21. bis 25. Mai 1950 in Hamburg*, o. O. o. J., 3-7.

9) 1946年から1954年までの有給幹部会員は以下の通りである。

1946 クルト・シューマッハー (党首)、エーリヒ・オレンハウアー (副党首)、
アルフレート・ナオ、フリッツ・ハイネ、ヘルベルト・グリーデマン

1947 シューマッハー、オレンハウアー、ナオ、ハイネ、グリーデマン、ヘル
タ・ゴットヘルフ、エーゴン・フランケ

1948 1947年と同じ

1950 クリーデマンを除く6人が留任

1952 シューマッハーの死去に伴いオレンハウアーが党首に、副党首ヴェルヘルム・メリエスが就任。フランケが退き、マックス・クークル、ヴィリ・アイヒラーが加わる。

1954 1952年と同じ

無給幹部会員は、1946年は20名、1947年は22名、1948年は23名、1950年は24名、1952年と1954年は23名選ばれている。

10) Klaus-Peter Schulz, *Sorge um die deutsche Linke*, Köln/Berlin, 1954, 89ff.

11)	登員数	支部数
1930	1,037,384	9844
1946	711,448	8132
1947	875,479	9191
1948	844,653	9613
1949	736,218	9123
1950	683,896	8393
1951	649,529	7810
1952	627,817	7731
1953	607,456	7252

(Jahrbuch der SPD 1948/1949, 61. Jahrbuch der SPD 1950/1951, 170f.

Jahrbuch der SPD 1952/1953, 180. より作成)

- 12) 以下この節で依拠する史料は、ドイツのボンにあるフリードリヒ・エーベルト財団付属のドイツ社会民主党文書館（以下 AdsD と略）のシューマッハー関係文書、ファイル番号 209 に収められている。（以下 in : Bestand Schumacher 209, AdsD のように略記する）
- 13) Klotzbach, *a. a. O.*, 269.
- 14) この概念は、冷戦の時代に政治的に負債を負った概念となっており、使用を慎重にすべき概念かもしれないが、本稿では本文に書いたような意味で便宜的に使う。西ドイツ・ポーランド教科書勧告では、「追放」の全過程を、住民の自発的な「逃亡」、ドイツ軍・ナチ等の命令による「強制退去」、連合国の取り決めによる「移住」に区別している。（クリストフ・クレスマン、石田勇治・木戸衛一訳『戦後ドイツ史』（未来社、1995）、46。
- 15) アルフレート・グロセル、三島憲一他三名訳『ドイツ総決算』（社会思想社、1981）、282-285。
- 16) Siehe, Emil Werner, *Wenzel Jaksch*, Bonn, 1991.
- 17) Reinhold Schillinger, *Der Entscheidungsprozeß beim Lastenausgleich 1945-19* 52, St. Katharinen, 1985, 108ff.
- 18) Ebenda, 125.
- 19) Helga Grebing, *Flüchtlinge und Parteien in Niedersachsen*, Hannover, 1990, 123f.
- 20) Schillinger, *a. a. O.*, 197ff, 213ff.
- 21) Ebenda, 230ff.
- 22) Ebenda, 134ff.
- 23) BHEについては、*Parteien in der Bundesrepublik*, Stuttgart/Düsseldorf, 1955, 450ff.
- 24) Grebing, *a. a. O.*, 119.
- 25) Schillinger, *a. a. O.*, 235f.
- 26) Grebing, *a. a. O.*, 177.
- 27) *Frankfurter Rundschau*, 19. Februar 1951, 1

- 28) Schillinger, *a. a. O.*, 253f.
- 29) Gerhard A. Ritter/Merith Niehuss, *Wahlen in der Bundesrepublik*, München, 1987, 129, 140.
- 30) Schillinger, *a. a. O.*, 254f.
- 31) Grebing, *a. a. O.*, 159f.
- 32) Schillinger, *a. a. O.*, 274f.
- 33) Ebenda, 276ff.
- 34) 山口定「西ドイツにおけるデモクラシーの再建」、犬童一男他三名編『戦後デモクラシーの成立』（岩波書店、1988）、34-38。
- 35) Hans-Peter Schwarz, *Die Ära Adenauer 1949-1957*, Stuttgart, 1981, 193ff.
- 36) 高橋進「ドイツ社会民主党とヨーロッパ」国際政治学会編『国際統合の研究』（有斐閣、1984）、115.
- 37) Klotzbach, *a. a. O.*, 294. Köser, *a. a. O.*, 230f.
- 38) Klotzbach, *a. a. O.*, 295. Hartmut Soell, *Fritz Erler*, Bd. 1, Berlin/Bonn-Bad Godesberg, 1976, 240f.
- 39) Ebenda, 254ff.
- 40) "Verzeichnis der Diskussionspunkte," 60 Blätter, in: Nachlaß Erwin Schoettle 268, AdsD.
- 41) "15 Thesen zur Erneuerung der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands," vorgelegt von einer Gruppe von Mitgliedern der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands und des Sozialistischen Deutschen Studentenbundes, im Dezember 1953, in: Nachlaß Ludwig Preller 84, AdsD.
- 42) "Beitrag zur Erneuerung der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands," vorgelegt von jungen Sozialdemokraten des SPD-Unterbezirks Hamm, im Oktober 1953, in: Nachlaß Ludwig Preller 84, AdsD.
- 43) Holtmann, *a. a. O.*, 208.
- 44) "Protokoll der Sitzung der Kommission zur Weiterführung der

Parteidiskussion am 9. und 10. Januar 1954,” 43 Blätter, in: Parteivorstand Bestand K10, AdsD.

- 45) Ebenda, 1.
- 46) Ebenda, 6f.
- 47) Ebenda, 9.
- 48) Ebenda, 7.
- 49) Ebenda, 4.
- 50) Ebenda, 5.
- 51) Ebenda, 6f.
- 52) Ebenda, 8.
- 53) Dieter Dowe/Kurt Klotzbach (Hrsg.), *Programmatische Dokumente der deutschen Sozialdemokratie*, Bonn, 1990, 303-306.

綱領問題の展開は別稿の課題とするが、この序文は社会主義の理念に関する部分ではゴードスベルグ綱領を先取りしており、この時点で綱領の本質的な新方向付けは行われていたとする議論もある。

Siegfried Heimann, “Die Sozialdemokratische Partei Deutschlands,” in: Richard Stöss (Hrsg.), *Parteien-Handbuch*, Opladen, 1983, 2058.
- 54) Soell, *a. a. O.*, 261.
- 55) “Protokoll der Sitzung der Kommission zur Weiterführung der Parteidiskussion am 9. und 10. Januar 1954,” 9.
- 56) Ebenda, 35.
- 57) Ebenda, 37f.
- 58) Ebenda, 39.
- 59) Ebenda, 39, 42.
- 60) Ebenda, 7.
- 61) “Protokoll der Sitzung der II. Kommission zur Weiterführung der Parteidiskussion am 16. und 17. Januar 1954,” 42 Blätter, in: Parteivorstand Bestand K10, AdsD.

- 62) Ebenda, 7.
- 63) Ebenda, 4.
- 64) Ebenda, 11.
- 65) Ebenda, 12.
- 66) Ebenda, 16ff.
- 67) Holtmann, *a. a. O.*, 207.
- 68) "Protokoll der Sitzung der II Kommission zur Weiterführung der Parteidiskussion am 16. und 17. Januar 1954," 9.
- 69) Klotzbach, *a. a. O.*, 273.
- 70) Schulz, *a. a. O.*, 91.
- 71) "Protokoll der Sitzung der II Kommission zur Weiterführung der Parteidiskussion am 16. und 17. Januar 1954," 41.
- 72) Ebenda, 38f.
- 73) Ebenda, 40.
- 74) Ebenda, 41.
- 75) 「勧告」の全文は、*Jahrbuch der SPD 1954/55*, Hannover/Bonn, o. J., 320-325.
- 76) "Beratungsergebnisse der Kommission zur Behandlung der Nicht-Organisatorischen Gegenstände der Partei-Diskussion, Entwurf des Redaktions-Ausschusses am 2. Februar 1954," in: *Nachlaß Preller* 84, 6.
- 77) *Neuer Vorwärts*, 25. Juni 1954, 11.
- 78) *Protokoll der Verhandlungen des Parteitages der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands vom 20. bis 24. Juli 1954 in Berlin*, Bonn, o.J., 323, 329.
- 79) Ebenda, 370f.
- 80) Ebenda, 314.
- 81) Ebenda, 59.
- 82) Ebenda, 60.
- 83) "Protokoll der Sitzung der Kommission zur Weiterführung der Parteidiskussion am 9. und 10. Januar 1954," 7.